

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：水俣市水道事業会計

事業名	末端給水事業、簡易水道事業（上水道事業）		
事業開始年月日	昭和12年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名*	水俣市	職員数* (H19. 4. 1現在)	15名
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	48円/m ³ (H17)	公営企業債現在高（百万円）	1,198
累積欠損金（百万円）	0	利益剰余金又は積立金（百万円）	324
不良債務（百万円）	0	財政力指数*	0.4 (H18)
資金不足比率（%）	0	実質公債費比率*（%）	17.7 (H18)
		経常収支比率*（%）	98 (H17)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画
計画期間	平成19年度から平成23年度まで
計画策定責任者	水俣市長 宮本 勝彬
既存計画との関係	水俣市水道事業経営基本方針及び中長期計画（第1次計画期間：平成14年度から平成18年度まで、第2次前期財政計画期間：平成19年度から平成23年度まで）
公表の方法等	ホームページ上で公表するとともに、平成19年12月議会において水俣市議会（産業建設委員会）に説明予定
基本方針	水俣市水道事業経営方針 「みなまた・水・品質向上計画」が求める果実は、「水」と「サービス」の品質向上。そして、それを、実らせるために必要な土壌が「人」の資質向上。水俣市水道事業は、この3つの品質向上を図ることを経営方針とします。 「水」の品質向上：より清浄な、安全な、豊富なおいしい水を、より安定的に供給すること。 「サービス」の品質向上：より質の高い、より豊富な種類のサービスを、より安価な価格で提供すること。 「人」の資質向上：「水」と「サービス」の向上を可能にする、スリムでしなやかな組織を構築し、より専門性の高い企業職員を育成すること。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額			93	93
	補償金免除額			17	17
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額			49	49

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業	87,987	191,257	92,799	372,043
合 計 (A)		87,987	191,257	92,799	372,043
一 般 会 計 再 掲 ※ 上 記 の う ち の 再 掲					
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		87,987	191,257	92,799	372,043

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)		0	0	0	0
一 般 会 計 再 掲 ※ 上 記 の う ち の 再 掲					
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0	0	0	0

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業	9,093	4,782	48,290	62,165
合 計 (A)		9,093	4,782	48,290	62,165
一 般 会 計 再 掲 ※ 上 記 の う ち の 再 掲					
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		9,093	4,782	48,290	62,165

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>水俣市水道事業は、上水道事業と簡易水道事業を一つの会計で運営しており、総務省が作成・公表している『水道事業経営指標』の分類区分において「給水人口1.5万人以上3万人未満、その他(地下水、伏流水等)を主な水源とする有収水量密度全国平均以上の事業(D6)」に分類されます(平成18年度末の給水戸数10,655戸、給水人口24,747人、有収水量3,321,745m³、有収率86.1%)。</p> <p>高い有収水量密度と恵まれた水源等の比較的良好な経営基盤に立つ一方、過疎化、少子高齢化の進展等に伴い、給水収益は近年非常な勢いで減少しており、前期中長期計画の5年間(H14~H18)で10.6%減少しています。現在は、本市の料金回収率(H18 110.9%)は、類似団体平均(H17 100.0%)を上回っており、給水に係る費用を水道料金による収入で賄っている状況にあります。しかしながら、今般、給水収益の減少率は鋭角化してきており(H18年度の対前年度減少率2.4%)、今後は、非常に厳しい経営環境となることが予想されています。</p> <p>本市の給水普及状況は、対行政区域内人口で85.0%で、類似団体平均(H17 82.4%)を上回っており、全国的にみてもとりわけ低い水準にはありません。しかしながら、過疎化・少子高齢化の進展に伴い、今後、水道事業の未給水区域における非公営簡易水道等の経営が困難になっていくことが予想され、水俣市への経営譲渡要求が高まってくる可能性があります。現在維持管理期にあるため、建設改良費が経営を圧迫する状況にはありませんが、今後は、簡易水道等の統合を目的とする拡張工事を検討・実施していく必要に迫られており、施設の耐震化、老朽施設の更新事業等と併せて、大規模な施設整備を実施していくべき時を迎えています。</p> <p>本市は、以前、自己資本構成比率がかなり低いレベル(H13 42.2%)にありましたが、経営の安全性を高めるために、新規の起債を凍結する一方、積極的な利益処分を推し進めてきた結果、類似団体平均(H17 57.0%)に並ぶ水準にまで向上(H18 58.0%)しています。しかしながら、起債凍結の結果、バブル期と重なった石綿管更新事業等に係る企業債が起債残高の大部分を占めることとなり、本市の利子負担率(H18 5.1%)は、類似団体平均(H17 3.4%)を大きく上回っています。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 定員管理の合理化(労働生産性の向上)</p> <p>本市が抱える最重要課題の一つとして労働生産性の低さが挙げられます。本市の職員1人当たりの給水人口(H18 1,767人)及び職員1人当たりの給水収益(H18 32,743千円)は、類似団体平均(H17 2,708人、46,089千円)を大きく下回っています。本市の平均給与は他団体と比べて決して高い水準にはなく、職員給与費が割高である理由の一つとして、退職給与金の存在があります。本市では、以前は、退職手当支給額等の全額を費用支弁し、当年度勤務費用を超える額が費用計上されてしまっていたため、平成17年度に退職給与引当金に係る引当基準を設定し、期間費用の適正計上を図る改善を行いました。しかしながら、退職給与金を除外して算定してもなお、本市の職員給与費は高い水準にあり、その主要因は、職員数が多いことにあります。</p> <p>第1次中長期計画において、経営合理化と機構改革を推し進める中、平成14年度に2名、平成19年度に1名の職員数純減を達成し、現在は15名の体制で事業を運営しておりますが、他団体との比較においては、なおも職員数が多い状況にあります(有収水量1万m³当たり職員数 H18本市15人、H17類似団体平均10人、同規模団体平均12人)。本市の事業規模で完全独立採算を維持するとすれば、スケールメリットが働かないため、どうしても相対的に多い職員数を確保せざるを得ず、また、大都市から遠方に位置し、市内及び近郊に水道管理業務委託者となり得る者がいないため、水道法第24条の3第1項に基づく第三者委託の実施についても困難な状況にあります。また、地理的要因等から、年間有収水量330万トン規模に過ぎないにもかかわらず、20もの配水池を管理していかなければならない等、類似団体と横並びの職員数により事業を展開していくのは困難な状況にありますが、さらに徹底した分析を行い、より効率的な事業運営をめざして生産性の向上を図っていく必要があります。</p>

<p>課 題 ②</p>	<p>サービス供給コストの節減合理化</p> <p>本市水道事業は、第1次中長期計画(H14～18)において、公用車の削減及び全公用車の軽自動車への計画的変更、契約事務の市長部局への統合及び委託業務、物品購入契約事務の適正化(随意契約から競争契約への見直し)、電力契約見直し等による動力費等施設維持管理費の削減等、可能な限り供給コストの節減合理化策を講じてきました。</p> <p>しかしながら、今後、過疎化・少子高齢化の進展等により、将来的な収益の増加は見込めないものとみて、第2次中長期計画(H19～23)においても、引き続きさらなる徹底的な経費削減策を講じていく必要があります。</p>
<p>課 題 ③</p>	<p>料金体系の検討</p> <p>本市の料金回収率は、現段階では100%以上の水準を維持しており、また、起債にたよらず、内部留保資金と利益剰余金の範囲内で建設改良事業を実施し得ており、料金水準は適正なレベルにあります。しかしながら、本市は、上水道と簡易水道とで異なる料金設定をしており、9^m以上使用した場合は、簡易水道が安価な設定となっていますが、平成18年度決算における料金回収率を上水道と簡易水道に分解すると、上水道は111.1%（給水原価124.3円/m³、供給単価138.2円/m³）であるのに対し、簡易水道は83.0%（給水原価138.3円/m³、供給単価114.7円/m³）であり、簡易水道の赤字を上水道で補てんしている状態となっています。今後、現行の上水道と簡易水道を区分した用途別料金体系が現状に即して適正かどうかという点を含め、料金設定の検討を行っていく必要があります。</p>
<p>課 題 ④</p>	<p>未収金対策の強化</p> <p>本市の未収金回転率（H18年度17.9回－H17年度類似団体平均6.3回）は、毎月検針・毎月調定を実施していること、停水処分等の債権保全策を適正に執行していること等により比較的高い数値を示していますが、長引く地方経済の低迷等の影響を受け、近年、自己破産申告、未収金を残しての非通知転出等により、回収不能となる債権が増加しています。未収金問題が経営悪化の原因となることはあってはならないことであり、また、公平・公正な事業運営を図るためにも、今後、さらに未収金対策を強化する必要があります。</p> <p>第1次中長期計画期間（H14～H18）においては、お客様がご利用しやすい料金収納体制の構築を目指し、郵便局での窓口収納及びコンビニ収納を開始しました。今後は、クレジット決済制度の導入を検討していく予定です。</p> <p>また、懇切丁寧に納入相談に応じる一方、厳格に停水処分等の債権保全手段を講じていくなど、お客様の生活状況を正確に見極めた債権保全策を実施して、回収不能債権の発生をできるかぎり防止するよう努めていく必要があります。</p>
<p>課 題 ⑤</p>	<p>一般会計からの基準内繰入金の受入れ</p> <p>本市水道事業は、一般会計から基準外繰入金は收受していませんが、一方、消火栓設置費及び維持管理費用以外の費用については、繰入基準額を計上しても、これまで繰入金を受け入れてきませんでした。</p> <p>事業支弁費用とそれ以外の費用の区分を明確化し、適正な事業運営を図る意味からも、繰出基準に基づく繰入金については受け入れるべきであると考え、平成18年度から児童手当繰入金の受入れを開始したところです。今後も、基準外繰入金の收受を行わない完全独立採算を維持しながら、繰出基準に基づく繰入金についてはきちんと受け入れていく必要があるものです。</p>
<p>留 意 事 項</p>	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位：%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前2年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度)		平成20年度 (計画前2年度)		平成21年度 (計画前3年度)		平成22年度 (計画前年度)		平成23年度 (計画前2年度)				
						実績値	乖離値	計画	実績値	乖離値	計画	実績値	乖離値	計画	実績値	乖離値	計画	実績値
資金不足比率 (%) (再掲)																		
料金回収率※ (%)	113.5	115.9	118.6	121.6	111.1	121.1	118.1	97.5	122.7	127.0	103.5	121.5	125.5	103.3	116.1	125.9	9.8	
総収支比率(法適用) (%)	117.7	119.5	128.7	126.0	122.2	126.4	123.9	98.0	128.0	132.5	103.5	126.9	131.6	103.7	121.4	140.2	18.8	
経常収支比率(法適用) (%)	117.9	120.7	129.0	126.8	122.3	126.4	123.9	98.0	128.0	132.6	103.6	126.9	131.5	103.7	121.4	140.2	18.8	
営業収支比率(法適用) (%)	142.5	147.6	156.6	153.1	142.6	146.8	143.5	97.7	143.2	149.7	104.6	141.0	147.7	104.8	132.5	151.4	18.9	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)																		
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)																		
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)																		
収益的収入分 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.2	100.0	0.2	0.2	100.0	0.2	0.2	100.0	0.2	0.2	0.7	
うち基準内繰入金 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.2	100.0	0.2	0.2	100.0	0.2	0.2	100.0	0.2	0.2	0.7	
うち基準外繰入金 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
うち赤字補てんのもの (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
資本的収入分 (%)	3.4	2.3	10.0	0.7	0.4	14.9	14.8	99.3	3.8	100.0	2,631.6	12.5	5.4	43.2	17.6	△ 5.9	4.3	△ 95.7
うち基準内繰入金 (%)	3.4	2.3	10.0	0.7	0.4	14.9	14.8	99.3	3.8	100.0	2,631.6	12.5	5.4	43.2	17.6	△ 5.9	4.3	△ 95.7
うち基準外繰入金 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
うち赤字補てんのもの (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 資金不足比率 (%)
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100
 - (2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用 × 100
 - (3) 経常収支比率 (%)＝経常収益－受託工事収益／(営業費用－受託工事費用) × 100
 - (4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業収益－受託工事収益) × 100
 - (5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益) × 100
 - (6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金) × 100
 - (7) 不良債務比率又は赤字比率 (%)＝不良債務(又は実質赤字額)／(営業収益－受託工事収益) × 100
 - (8) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入(又は資本的収入) × 100
- 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業(下水道事業(下水道事業のみのみ))／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの))
 ・料金回収率 (%)＝供給単価※1／給水原価※2 × 100
 ※1 供給単価(円/㎡)＝給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
 ※2 給水原価(円/㎡)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))/年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
 ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)/年間総有収水量
 イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)/年間総有収水量
 (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
 ・使用料回収率 (%)＝使用料収入／汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

収支見通し策定に当たったの考え方(前提条件)	
条件項目	<p>料金設定の考え方:「料金は、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な経営を確保することができるものでなければならぬ。」という水道法及び地方公営企業法の本旨に基づき、水道事業者として可能な限りの経費削減等の経営合理化に取り組み、できる限り低廉な価格でサービスを提供する必要があります。料金設定にあたっては、他人資本に頼らない健全経営を行うために、必要な建設改良を行い得るだけの利益幅を確保する必要があります。具体的には、総括原価により料金算定期間に係る原価を見込む必要が有ると考えています。</p> <p>料金水準に対する考え方:本市の料金回収率は、121.6%(H17)、110.9%(H18)で、類似団体の100.0%(H17 D6区分)、全国平均の98.5%(H17)を上回っており、適正であると考えられます。しかしながら、本市の給水収益は、近年、非常な勢いで減少しており、このままの勢いで収益減が進むと、今後数年の内にも100%を切る可能性が有ります。23年度までは利益を計上できる見込みですが、後期中長期財政計画(H24～H28)の期間内にも料金改定を検討する必要があります。しかしながら、料金引上げという手段は、経営努力による費用削減が万策尽きた場合の最終段階にあるということを念頭に置いて、水質基準・施設基準の確保とサービスの向上を図りながら、さらなる費用削減への努力によって今後の収益減を乗り切っていくかなければならないと考えています。</p> <p>料金収入の見込み:14年度から18年度までの平均通減率(上水道1.68%、簡易水道0.88%)に基づき、毎年度同率で給水収益が減少していくものとみて算定しました。</p> <p>なお、平成23年10月に、統合対象の6簡易水道事業を水道事業に経営統合し、併せて簡易水道料金を上水道料金に統一しました。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>繰出基準に基づき、基準内繰入金のみを繰り入れる予定です。</p> <p>収支見通しの策定にあたっては、収益的収入については、他会計負担金として消火栓維持管理費を、他会計補助金として児童手当繰入金を、19年度予算計上額の水準で推移したとして計上しています。また、資本的収入については、消火栓設置費等負担金を、配水管整備5か年計画に基づいて必要額だけ計上しています。</p> <p>なお、上記の外、平成23年度においては、繰出基準に基づき、簡易水道事業の統合に要する経費を収益的収入に受け入れています。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>第2次中長期計画(平成19年度から23年度までの施設整備5か年計画、配水管更新5か年計画及びメーター整備5か年計画)に基づいて計上しています。今後、建設改良予定箇所が大口径管であること、耐震化を推進する必要があることから、老朽管の更新工事(耐震化、不排水工法)及び下水道工事に伴う移設工事を毎年度1億2千万円程度の規模で予定しており、施設整備費を加えた建設改良費では、第1次中長期計画実績の1.5倍強の支出を見込んでいます。</p> <p>なお、現在遊休固定資産を有していないため、売却等の収入見込みはありません。</p>
4 その他収支見通し策定に当たった前提としたもの	<p>基本的に決算ベースで策定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費については、第2次中長期計画当初(平成19年度)に達成した1名(6.25%)削減後の15名体制で23年度まで事業運営を行う予定で算定しました。なお、給料、期末勤勉手当、法定福利費及び退職給与引当金繰入額について、毎年度、昇給率見込値2.0%の上昇を見込んでいます。 ・変動費のうち薬品費については、配水量予定量の推移を反映させ、動力費については、基本料金相当額を4割とみなし、残額について配水予定量に連動するよう算定しました。 ・その他の経費のうち経営的経費については、19年度予算額を基礎に、14年度から18年度までの5年間に係る費目別の対予算執行率を乗じて決算見込額を算定し、電算リプレイス費用等の特例的な支出額を加味して計上しています。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項目	具体的内容
<p>1 改革推進法を上回る職員数の純減や人費の総額の削減</p>	<p>課題①対応 定員管理の合理化 本市は、集中改革プランは策定しておりませんが、それに代わるものとして、水俣市水道事業経営方針及び中長期計画「みなまた・水・品質向上計画」を策定しています。本計画において、18名から16名に、2名の人員削減(削減率11.1%)を計画し、計画初年度に達成しています。また、第2次中長期計画においては、16名から15名に、1名の人員削減(削減率6.3%)を計画し、同様に計画初年度に達成しています。 職員数の削減については、これまで様々な改革を実施し、ある程度の成果をあげてきましたが、過疎化・少子高齢化の進行による給水人口のさらなる減少が見込まれる中、事業規模に原合った職員数とするため、科学的手法による事務量分析に基づく適正配置数の検討(平成19年度から実施予定)や、他部局(下水道事業等)との組織統合によるスケールメリットの検討を実施していく予定です。</p>
<p>○ 地方公務員の職員数の純減の状況</p>	<p>水俣市水道事業は、長く29名から30名の職員数で事業を運営してきましたが、受託工事の廃止、検針業務の外部委託、管理者設置の廃止、水道料金システム・事業会計システムの導入等による事務合理化等、諸改革を実施し、平成13年度までに18名に削減しました。 さらに、機構改革(局分課制から局係(グループ)制への移行)を実施して、第1次中長期計画初年度(平成14年度)に2名(11.1%)、第2次中長期計画初年度(平成19年度)に1名(6.3%)の純減を達成しております。 本計画においては職員数の目標値を15名としていますが、平成21年度に1名(6.7%)、平成22年度に1名(7.1%)を削減しました。計画最終年度の平成23年度にはさらに1名を削減して12名体制(損益勘定職員11名、資本勘定職員1名)としています。</p>
<p>○ 給与のあり方</p>	<p>一般会計(国)に準じて給与改定・制度改正等を行っており、水道事業独自の給与体系は有しておりません。他事業と比較しても、基本給・手当ともに平均年齢・平均勤続年数を考慮すればむしろ低いといえる水準にあります(平成18年度水俣市水道事業平均基本給350,253円、手当167,703円、平均年齢45歳、平均勤続年数24歳)に対し、平成17年度同規模団体全国平均基本給351,494円、手当174,211円、平均年齢44歳、平均勤続年数20年)。 [特殊勤務手当の内容、必要性、奨励給的格別の再編整備等] 水俣市水道事業では、精勤、奨励給的格別の再編整備を行いました。さらに平成19年4月、勤務の特殊性に問題完全廃止し、併せて勤務の特殊性及び勤務実態に応じた従事給(日額給)への再編整備を行いました。また、抜本的な昇進直しを行い、しを認め、現金取扱手当及び施設勤務手当を廃止し、その他の手当についても支給対象業務、額の妥当性等について抜本的な昇進直しを行いました。検討にあたっては、国及び他事業体における取組や支給状況を把握して比較検討するとともに、著しく危険、不快、不健康又は困難な業務であり、給与上特別の考慮を必要とし、かつその特殊性を給与で考慮することが適当でないことを認められ、かつ適正な制度となるよう取り組みました。今後ともこれに止まらず、改正後の支給実態が制度の趣旨に沿うものであるかどうか、国及び他事業体との均衡を考慮しながら、再度の検討を行っていく必要があるものと考えています。 現行の特殊勤務手当は次のとおりです。 ① 未収金対策手当…料金等未収金対策のため、局外における滞納債権の徴収、給水停止処分対象者に係る滞納債権の徴収及び分納誓約書による納入指導に従事した職員に対し、1件につき100円支給。(必要性:専門的かつ相当高度な知識を必要とする特殊な業務であるため) ② 停水処分手当…水俣市水道条例第34条の規定による給水停止又は解除に直接従事した職員に対し、停止1件につき200円、解除1件につき100円支給。(必要性:精神的に相当の負担を伴う特殊な業務であり、場合によっては危険を伴うため) ③ 危険手当…高圧受電設備等の保守管理作業及び滅菌用薬品の危険物を使用する業務、高所・悪所等の危険箇所、夜間・雨天時等における現場での業務、交通を遮断しない状況下での道路下での作業、水道施設の弁操作や酸素欠乏の恐れのある場所での作業に従事した職員について、1日につき300円支給。(必要性:業務内容、環境等により著しく危険であるため) ④ 災害等応急作業手当…風雨に関する警報発令下における水道施設又は現場での巡回監視又は応急作業等、勤務時間外における突発的に発生した水道施設及び給水装置の緊急補修又は施設及び水質の維持管理業務に従事した職員に対し、1日につき600円支給。(必要性:著しく危険を伴い、緊急対応性が要求される等相当困難な業務であるため) ⑤ 水道技術管理者手当…水道法第19条の規定に基づき水道技術管理者に任命され、同条第2項に掲げる業務に従事した職員に対し、1月につき3,000円支給。(必要性:水道技術管理者は重責を担い、相当高度で困難な業務に携わるため) ⑥ 非常時待機手当…休日及び時間外における施設及び水質の異常発生等に対応するため、非常通報装置の携帯及び待機を命じられた職員に対し、平日1日につき200円、市の休日1日につき300円支給。(必要性:長期間にわたる私生活の制約等著しく特殊であるため) ⑦ 用地交渉従事手当…公共事業の施行に伴う用地の取得又は権移転に係る補償等の業務に従事した職員に対し、1日につき400円支給。(必要性:相当高度で専門的な知識を要する特殊な業務であるため)</p>

項 目		具 体 的 内 容
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 		一般会計(国)に準じて給与構造改革を実施しております。また、地域手当についても、一般会計(国)に準じております。
		水俣市水道事業では、検針、受託工事等を直営で行っておらず、単純労務作業のみに従事する技能労務職員に相当する職種はありません。
		水俣市水道事業では、退職手当についても、一般会計(国)に準じた制度をとっており、退職時特昇は行っておりません。
		水俣市では、平成18年度末をもって1/2公費負担を受けて運用されていた「水俣市職員共済組合」を解散し、現在は、公費負担を受けず、職員の掛金からのみ運用される「職員互助会」が福利厚生事業の実施主体となっており、水道事業職員も加入しています。厚生福利費の支出は、職員健康診断、人間ドック一部負担等に限定しており、水道事業が独自で主催実施する福利厚生事業はありません。
2	物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	<p>課題②対応 サービス供給コストの削減合理化</p> <p>サービス供給コストの削減合理化策については、予算担当係から一律の削減目標と設定せず、経営基本戦略検討プロジェクトの中で、プロジェクト委員を中心に、自主的・自律的に、全費目を対象に、削減の可能性を検討・工夫していく体制をとっており、第1次中長期計画においては、最終年度(H18)の経費は、初年度(H14)比で15.6%減少しています。今後も、現方針を維持し、さらなる削減の可能性を検討していく予定です。なお、収益的収支の「その他」の経費計上額が年度によって上下しているのは、現在再リースにより運用している電算システムのリースに係る経費を計上しているためです。</p> <p>なお、水道法第24条の3第1項の規定に基づく第三者委託については、本市が県境に位置する小都市であること等により、委託の受け皿となる企業がない状況にあります。また、単に外部委託したからといって、1社による独占状態が続き、費用削減効果がみられないこととなると意味がないため、慎重に検討する必要があるものと考えています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 	<p>第1次中長期計画において実施した主な削減策</p> <p>①公用車の削減及び全公用車の軽自動車への計画的変更 ②電力契約見直し等による動力費等の施設維持管理費の削減 ③委託業務形態の見直し(検針業務委託を法人委託から個人委託に変更。集金委託を廃止し、給水サービス担当部門の分掌事務に)④入札事務の管理課(市長部局)への統合及び委託業務、物品購入契約事務の適正化(随意契約から競争契約への見直し)⑤修繕引当金の活用による修繕費の年度間平準化の達成</p> <p>第2次中長期計画において実施予定の主な削減策</p> <p>①一般競争入札の導入 ②設計VEの徹底 ③下水道工事とのアロケーション合併等による建設改良工事費等の削減</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	現在予定しておりません。
3	コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	<p>課題③対応 料金体系の検討</p> <p>水俣市水道事業は、料金回収率は100%以上の水準を維持し、また、資本費の回収余地も十分に、水道事業全体としてみても、現在の料金水準は適正なレベルにあります。一方、簡易水道と異なる料金設定をすることによる料金格差の問題を是正する必要が、現在、費用削減幅で収益減少幅を吸収できなくなってきたときには、現在の用途別料金体系が現状に即して、また、将来の給水予測に対して適切かという点を、抜本的に料金体系を検討する必要があります。</p> <p>第2次中長期計画の前期財政計画期間(平成19～23年度)においては、黒字経営を継続できる目算です。なお、後期財政計画策定にあたっては、給水収益減少の状況によっては、料金改定の必要性を論じる必要があると考えています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組 	該当ありません。

項 目	具 体 的 内 容
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	<p>現在、中長期財政計画の進捗状況及び予算・決算情報については、ホームページ上で公開しています。行政評価については、中長期計画の達成状況について、自己評価による政策評価を実施しています。なお、本経営健全化計画については、平成19年12月議会において水俣市議会(産業建設委員会)に報告後、ホームページ上で公表しています。</p>
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	<p>水俣市水道事業では、基本的に、公開可能な財務情報(「みなまた・水・品質向上計画(水俣市水道事業経営基本方針及び中長期計画)」、予算書、決算書及び経営分析)は全て、ホームページ上で公開しています。</p>
○ 行政評価の導入	<p>第1次中長期計画においては、毎年度ローリングという形で、対計画比率等の数値は算出していますが、内容評価としては、計画期間終了時に全期間(平成14～18年度)に係る、自己評価による政策評価を実施しました。 第2次中長期計画に際しては、計画期間内に、計画の進捗状況をもっとわかりやすいかたちで確認するために、毎年度評価を行い、計画期間終了時には、年度評価を踏まえて全期間の評価を総括するようにはする必要があります。</p>
5 その他	<p>課題④対応 未収金対策の強化 未収金対策の強化策としては、お客様がご利用しやすい収納体制を構築するとともに、回収不能債権の発生を抑え、未収金回転率を向上させる施策を講じる必要があります。 水俣市では、郵便局での窓口収納及びコンビニ収納を開始して利便性を高めるとともに、停水処分等の債権保全手段を厳格に実施するというのを進めてきました。今後は、クレジット決済制度の導入検討、口座振替収納債権に係る割引制度の導入等、費用対効果を考慮して、最も合理的な収納制度の構築を図るとともに、お客様の生活状況を正確に見極めたうえでの納入指導及び停水処分等債権保全手段の執行等をさらに厳格に実施していく予定です。</p> <p>課題⑤対応 一般会計からの基準内繰入金の受入れ 水俣市水道事業では、消火栓設置費及び維持管理費用を除く費用については、繰出基準額を計上しても、一般会計からの繰出金を收受してきませんでした。平成18年度から、繰出基準に基づき経費について、もれなく受け入れられることとしました。具体的には、児童手当繰入金の受入れを開始しました。</p>

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

注2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目(資産売却収入・工事コスト縮減など)については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

注3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果
主な課題と取組み及び目標

課題		取組み及び目標
1	職員数の純減や人件費の総額の削減	<p>課題①対応 定員管理の合理化</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員数の純減 (H14 2名減、削減率11.1%、H19 1名減、削減率6.3%、H21 1名減、削減率6.7%、H22 1名減、削減率7.1%) による人件費削減 H14 16名(△2名)、H19 15名(△1名)、H21 14名(△1名)、H22 13名(△1名)、H23 12名(△1名) 特殊勤務手当の改正による人件費削減 一般職非常勤職員の削減による人件費削減 <p>※平成18年度に中途退職者1名(8月末日付)、休職に伴う異動者1名(3月1日付)が発生し、欠員不補充であったため、年度末現在職員数は2名減員となりましたが、定員管理による計画的削減ではなかったため、平成18年度については削減効果を計上しておりません。また、平成19年度以降の削減効果については、前年度(平成18年度)決算額は中途退職者等による偶発的な人員削減効果が生じているため、平成17年度との差額により算出しました。</p>
2	経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>課題②対応 サービス供給コストの削減合理化</p> <p>経営効率化を目指して、次の経費削減策を実施しました。なお、契約事務の適正化については、随意契約要件に合致しないものは必ず入れを行うよう改善しましたが、指名競争入札においては、経費削減効果がみられないため、今後、一般競争入札の導入等、さらなる改善が必要であると考慮しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電力の削減及び全公用车の設置自動車への計画的変更 ……修繕費(車検費用)、公課費(重量税)の削減 公用契約の見直し及びパソコン等による効率改善 ……動力費の削減 委託契約(総計、集金)の見直し ……委託料の削減 契約事務の適正化(随意契約から競争契約への見直し) ……削減効果確認できず。
3	一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<p>課題⑤対応 一般会計からの基準内繰入金の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度から、児童手当繰入金の受入れを開始しました。 平成23年度においては、簡易水道事業の統合に要する経費を受け入れられました。 なお、基準外繰入金は受け入れておりません。
4	その他	<p>課題③対応 料金体系の検討</p> <p>簡易水道料金の検討を早急に行う必要がありますが、給水戸数91戸、給水収益3百万円弱の規模であり、料金を改正しても、事業収益の改善に資することはならず、公平性の確保が主な目的となります。なお、平成23年10月、簡易水道事業の統合と併せて、簡易水道料金を上水道料金に統一しました。</p> <p>課題④対応 未収金対策の強化</p> <p>平成19年度に「水俣市水道事業給水停止事務取扱規程」の一部改正し、債権管理のさらなる徹底と厳格化を図りました。長引く地方経済の低迷等に伴い滞納債権・自己破産事例が増加している状況下、どの程度の効果を期待されるか、また現時点では、数値化した効果を厳密に計れておりません。</p>

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。
(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト削減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれ合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するものを重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等

(1)水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	平成14年度 (計画前5年度) (決算)		平成15年度 (計画前4年度) (決算)		平成16年度 (計画前3年度) (決算)		平成17年度 (計画前2年度) (決算)		平成18年度 (計画前1年度) (決算)		計画前 5年間 実績		平成19年度 (計画初年度)		平成20年度 (計画第2年度)		平成21年度 (計画第3年度)		平成22年度 (計画第4年度)		平成23年度 (計画第5年度)		計画合計		
	実績値	乖離値	実績値	乖離値	実績値	乖離値	実績値	乖離値	実績値	乖離値	実績値	乖離値	実績値	乖離値	実績値	乖離値	実績値	乖離値	実績値	乖離値	実績値	乖離値	実績値	乖離値	
【収入の確保】																									
課題③																									
料金改定率																									
改善額(料金の適正化) ^{※1}																									
未収金の回収対策																									
改善額																									
課題⑤																									
一般会計負担金の額																									
改善額(負担金の確保等)																									
資産の有効活用																									
改善額(収入増額)																									
その他()																									
改善額																									

【経費の削減】

職員給与等の適正化	126	109	111	108	108	106	104	102	106	93	108	88	110	83	23	19	20	63	43							
改善額	11	11	11	13	13	13	13	13	4	0	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
給与水準																										
改善額																										
課題①																										
改善額	11	11	11	13	13	13	13	13	4	0	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
職員給与(退職手当)	57	49	42	16	47	16	16	16	17	15	17	13	17	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13		
職員給与(退職手当)	16	16	16	16	16	16	16	16	15	0	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15		
増減数(人)	△2				△2				1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0		
維持管理費等	79	79	82	75	73	73	73	73	66	△6	73	71	72	71	71	71	71	71	71	71	71	71	71	71		
改善額(適正化)																										
工事コスト ^{※2}																										
改善額(縮減額)	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
その他(一般職非常勤職員削減)																										
改善額																										
累積欠損金比率																										
増減																										
企業現在高	1,525	1,445	1,363	1,280	1,198	1,108	1,026	944	862	780	700	618	536	454	372	290	208	126	44	36	28	20	12	4		
増減	△78	△80	△82	△83	△82	△82	△82	△82	△82	△82	△82	△82	△82	△82	△82	△82	△82	△82	△82	△82	△82	△82	△82	△82	△82	
改善額合計(計画目標値)																										
改善見込額合計(改善7-77修正値)																										
(参考) 補償金免除額																										

注1「課題」欄については、「1」主たる課題と取組み及び「自前」の「課題」欄の番号を記入すること。
 2「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。
 ※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。
 3 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
 4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上)等がないよう留意すること。

② 経営状況

項目	平成14年度 (計画前5年度) (決算)		平成15年度 (計画前4年度) (決算)		平成16年度 (計画前3年度) (決算)		平成17年度 (計画前2年度) (決算)		平成18年度 (計画前1年度) (決算)		平成19年度 (計画初年度)		平成20年度 (計画第2年度)		平成21年度 (計画第3年度)		平成22年度 (計画第4年度)		平成23年度 (計画第5年度)		計画合計		
	実績値	乖離値	実績値	乖離値	実績値	乖離値	実績値	乖離値	実績値	乖離値	実績値	乖離値	実績値	乖離値	実績値	乖離値	実績値	乖離値	実績値	乖離値	実績値	乖離値	
給水量(千人)	26	26	25	25	25	25	25	25	25	25	24	24	24	24	24	23	23	23	23	24	24	24	24
年間総有収水量(千m)	3,507	3,455	3,430	3,403	3,322	3,286	3,210	3,109	3,072	3,161	3,072	3,072	3,072	3,072	3,072	3,072	3,072	3,072	3,072	3,072	3,072	3,072	3,072
公称施設能力(m ³ /日)	21,062	21,062	21,062	21,062	21,062	21,062	21,062	21,062	21,062	21,062	21,062	21,062	21,062	21,062	21,062	21,062	21,062	21,062	21,062	21,062	21,062	21,062	21,062
1日最大配水量(m ³ /日)	13,640	12,801	13,031	12,643	13,342	13,100	12,062	11,541	11,813	13,100	11,813	13,100	11,813	13,100	11,813	13,100	11,813	13,100	11,813	13,100	11,813	13,100	11,813
最大稼働率(%)	64.8	60.8	61.9	60.0	63.3	62.2	57.2	54.8	56.1	62.2	56.1	62.2	56.1	62.2	56.1	62.2	56.1	62.2	56.1	62.2	56.1	62.2	56.1
供給単価(円/㎡)	142.8	138.8	137.9	138.1	138.0	137.8	138.6	137.7	138.2	137.7	138.2	137.7	138.2	137.7	138.2	137.7	138.2	137.7	138.2	137.7	138.2	137.7	138.2
給水原価(円/㎡)	125.9	119.8	116.4	113.5	124.4	114.1	117.3	112.6	109.7	113.6	110.1	115.1	111.3	118.7	110.6	118.1	110.6	118.1	110.6	118.1	110.6	118.1	110.6

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注「統合計画」の概要・実施スケジュール「又は少なくとも」検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期を具体的に記述すること。
 平成21年度に「水俣市簡易水道事業等統合計画」を策定しました。
 平成23年度に変更認可申請を行い、平成24年度から平成28年度までの5年間で統合事業を実施する予定です。
 統合対象は、公設簡易水道4、民営簡易水道2及び周辺の民営飲料水供給施設等6(赤井及地域)で、全上水道事業に統合されます。これにより、公営簡易水道は全上水道事業に統合され、簡易水道2、専用水道1及び飲料水供給施設等5が民営を継続することとなります。
 なお、県の指針により、平成23年10月1日付け統合対象簡易水道を全上水道に取り込む認可変更を行い、現施設のままで簡易水道事業を上水道事業に統合しました。